

横浜市立病院経営評価委員会の公開に関する要領

制定 平成 25 年 3 月 29 日病総経第 223 号（局長決裁）
最新改正 平成 27 年 3 月 19 日病計画第 175 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第 6 条及び横浜市立病院経営評価委員会運営要綱第 7 条に基づき、横浜市立病院経営評価委員会の会議及び部会（以下「会議等」という。）の公開について、必要な事項を定める。

（傍聴希望の登録）

第 2 条 会議等の傍聴を希望する者は、当日の開始時刻の 1 時間前から 30 分前までに、会場において傍聴申込みの受付を済ませなければならない。

- 2 前項において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、開始時刻の 30 分前までに受付を済ませた者の中から抽選を行い傍聴者を決定するものとする。
- 3 開始時刻の 30 分前の時点で、傍聴者が定員に達しない場合、会議等の開始時刻までの間、定員に達するまで先着順で傍聴を認めることができる。

（秩序の維持）

第 3 条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長又は部会長（以下「委員長等」という。）が許可した場合は、この限りではない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長等が会議等の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

（会場からの退去）

第 4 条 委員長等は、傍聴者が進行を妨害する等会議等の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会場からの退去を命じることができる。

（非公開等の決定）

第 5 条 委員長等は、会議等の運営上必要があると認める場合には会議等の一部又は全部の非公開を決定することができる。

（理由等の会議録への記録等）

第 6 条 会議等の一部又は全部を非公開とした場合には、その旨を第 8 条に定める会議録に記録するものとする。

（会議資料の提供）

第 7 条 会議等が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、図面、地図、

写真、報告書等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第8条 会議等を公開した場合には、当該会議等に係る会議録（横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱第5条第3項に規定する会議録をいう。）の写しを、会議録の確定後、医療局病院経営本部病院経営課及び横浜市市民情報センターにおいて1年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

附 則（平成25年3月29日病総経第223号、局長決裁）

この要領は、平成25年5月15日から施行する。

附 則（平成26年2月6日病計画第135号、局長決裁）

この要領は、平成26年2月19日から施行する。

附 則（平成26年3月25日病計画第168号、局長決裁）

この要領は、平成26年3月25日から施行する。

附 則（平成27年3月19日病計画第175号、局長決裁）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。